

# 行政改革の実施状況について（ポイント）

## ～ 行政改革の重要方針・今後の行政改革の方針・行政改革大綱のフォローアップ～

平成18年3月  
内閣官房行政改革推進事務局  
総務省行政管理局

### I 趣旨

「行政改革の重要方針」（平成17年12月閣議決定）、「今後の行政改革の方針」（16年12月閣議決定）及び「行政改革大綱」（12年12月閣議決定）については、毎年度その実施状況に関するフォローアップを行い、その結果を政府行政改革推進本部に報告し、公表することとされている。

このため、行政改革の実施状況を18年3月31日時点で取りまとめた。

### II 主な取組

項目	これまでの主な取組	今後の主な取組（予定）
特殊法人等改革	<ul style="list-style-type: none"><li>「特殊法人等整理合理化計画」の改革対象163法人のうち136法人について廃止、民営化、独立行政法人化等の措置済。特殊法人等向け財政支出を、改革前に比べ実質的に約1.8兆円削減</li><li>公営競技関係法人について、必要な組織の見直し、助成金交付事業の透明化等の措置を決定</li><li>政策金融改革について、改革の基本方針を盛り込んだ行政改革推進法案を18年通常国会に提出するとともに、詳細な制度設計に向け論点整理</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>公営競技関係法人について、所要の法律案を遅くとも19年通常国会に提出</li><li>行政改革推進法案成立後、政策金融改革に関する詳細な制度設計の成案を得るとともに、関連法案の国会提出時期について結論</li></ul>

独立行政法人等の組織・業務全般の見直し等	<ul style="list-style-type: none"> <li>17年度末までに中期目標期間が終了する独立行政法人国立公文書館等56法人の見直しを決定（56法人を42法人に整理・統合、44法人（職員約12,000人）を非公務員化等）。所要の法律案を18年通常国会に提出</li> <li>特別の法律により設立された民間法人について、手数料の引き下げ等「行政改革の重要方針」に盛り込まれた方策の検討を開始（一部実施）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>18年度以降に中期目標期間が終了する独立行政法人の見直しについても、引き続き着実に実施</li> <li>特殊法人等から移行して設立された独立行政法人について、国の政策の必要性までさかのぼった厳格な見直しを行うことにより、国の財政支出を縮減</li> <li>「行政改革の重要方針」に基づき着実に取組</li> </ul>
特別会計改革等	<ul style="list-style-type: none"> <li>特別会計見直しの基本方針を盛り込んだ行政改革推進法案を18年通常国会に提出</li> <li>18年度予算において、約13.8兆円を一般会計等に繰入れ、財政健全化に活用</li> <li>特殊法人等を連結した省庁別連結財務書類について、15年度分、16年度分を「年次報告書（仮称）」の試行として公表</li> <li>特定財源制度について、「道路特定財源の見直しに関する基本方針」を政府・与党で取りまとめ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>19年を目途に、個別の特別会計の具体的改革事項等を盛り込んだ「特別会計整理合理化法案（仮称）」を国会に提出</li> <li>18年度から5年間で、特別会計改革を完了するとともに、財政の健全化に20兆円程度の寄与</li> <li>18年度から省庁別連結財務書類を「年次報告書（仮称）」として公表予定</li> <li>「道路特定財源の見直しに関する基本方針」等に基づき見直し</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国・地方を通じた公的部門における総人件費改革の基本方針を盛り込んだ行政改革推進法案を18年通常国会に提出</li> <li>・国の行政機関の定員については、省庁再編時の約84.1万人から17年度の約33.2万人まで縮減（純減▲約1.9万人、独法化・郵政公社化・国立大学法人化等▲約49.0万人）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国の行政機関の定員について、5年間で5%以上純減させるため、個別具体的な取組の検討を要するものについて、有識者会議の知見も活用しつつ、事務・事業の要否や実施主体について仕分けを行い、<u>遅くとも18年6月頃までに成案を得、政府方針として決定</u></li> </ul>
総人件費改革等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国家公務員給与について、17年の人事院勧告を受け、地域の民間賃金の的確な反映、年功的な給与上昇の抑制、勤務実績の給与への反映拡大等の給与構造の改革を内容とする<u>改正一般職給与法が第163回国会において成立</u></li> <li>・人事評価の試行について、第1次試行を18年1月から開始するなど段階的に取組。また、<u>民間企業からの交流採用の推進</u>を図るために、「国と民間企業との間の人事交流に関する法律の一部を改正する法律案」を18年通常国会に提出</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人事院における職務と責任に応じた給与の体系、官民給与比較方法の在り方等についての検討状況を踏まえ、引き続き給与制度改革に取組</li> <li>・公務員制度改革について、総人件費改革の推進状況等も踏まえつつ、<u>関係者との率直な対話と調整を進め、できる限り早期に具体化</u></li> </ul>
政府資産・債務改革	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国有財産の一層の効率的な活用を推進するため、国有財産制度について所要の改正を行う「<u>国有財産の効率的な活用を推進するための国有財産法等の一部を改正する法律案</u>」を18年通常国会に提出</li> <li>・国の資産の圧縮など改革の基本方針を盛り込んだ行政改革推進法案を18年通常国会に提出</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・改革の方向と具体的施策を明らかにするため、<u>18年度内に工程表を作成</u>。地方公共団体においても積極的な取組</li> </ul>

社会保険庁改革	<ul style="list-style-type: none"> <li>・年金新組織（ねんきん事業機構）について、「<u>ねんきん事業機構法案</u>」を18年通常国会に提出</li> <li>・政管健保の公法人化（「全国健康保険協会」の設立）について、「<u>健康保険法等の一部を改正する法律案</u>」を18年通常国会に提出</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・左記法案では、20年10月に「ねんきん事業機構」発足予定</li> <li>・左記法案では、20年10月に「全国健康保険協会」を設立予定</li> <li>・18年度から7年以内に、現行社会保険庁の常勤公務員の定員を20%以上純減するとともに、常勤及び非常勤の公務員をあわせて、1万人程度の純減を実施</li> </ul>
規制改革・民間開放の推進等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「規制改革・民間開放の推進に関する第2次答申（17年12月21日）」の具体的施策を最大限尊重し、18年3月に「<u>規制改革・民間開放推進3か年計画（再改定）</u>」を閣議決定</li> <li>・市場化テストの本格的導入を図るため、「<u>競争の導入による公共サービスの改革に関する法律案</u>」を18年通常国会に提出</li> <li>・<u>8回にわたり構造改革特区の提案募集を行い、206件を特区、341件を全国で実現。特区において講じられた64の規制の特例措置について全国展開を決定</u></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き、<u>規制改革・民間開放推進会議</u>で調査審議を行うとともに、「<u>規制改革・民間開放推進3か年計画（再改定）</u>」の実施状況を監視</li> <li>・左記法案成立後、円滑な施行に向けた準備を実施</li> <li>・引き続き特区の提案募集を行うとともに、評価委員会の意見を踏まえ、特区の全国展開を推進</li> </ul>
政策評価の改善・充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・行政機関政策評価法を14年4月に施行し、政府全体として、毎年約1万件の評価を実施</li> <li>・17年4月に法施行から3年が経過したことから、政策評価制度に関する見直しを実施し、政策評価の改善・充実に必要な措置として、17年12月に「<u>政策評価に関する基本方針</u>」の改定を閣議決定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各府省において、改定後の基本方針に基づく政策評価が適切に実施されるよう、取組を促進</li> </ul>

公益法人制度改革	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画」に基づき改革を推進           <ul style="list-style-type: none"> <li>－ 国から委託・推薦等を受けて行う検査等の事務・事業について、<u>193件中174件で廃止、登録制への移行等の措置済</u></li> <li>－ 国から交付される補助金等について、<u>353件中253件で廃止・解消などの措置済</u></li> </ul> </li>   <li>・<u>公益法人制度改革関連3法案を18年通常国会に提出</u></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・左記法案成立後、円滑な移行措置を含めその施行に向けた準備に着手</li> </ul>
行政効率化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・18年1月末に<u>行政効率化推進計画等の取組実績をフォローアップし公表</u>（主要な取組の18年度予算における削減効果計▲332億円）           <ul style="list-style-type: none"> <li>－ 電子政府関係の効率化により18年度予算において▲213億円</li> <li>－ 割引航空運賃の利用等による出張旅費の効率化により18年度予算において▲8億円</li> <li>－ 公用車の効率化により18年度予算において▲1億円</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各府省において、19年度概算要求までに「<u>行政効率化推進会議</u>」を開催し、<u>行政効率化推進計画</u>について所要の見直しを実施</li>   <li>・19年度予算案決定後、<u>行政効率化推進計画等の取組実績をフォローアップ</u></li> </ul>
電子政府・電子自治体の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・17年3月までに、国の行政機関が扱う申請・届出等手続の<u>96%（約1万4,000件）をオンライン化</u></li>   <li>・各府省のオンライン利用促進対象手続（175種類）について、18年3月に「<u>オンライン利用促進行動計画</u>」を策定・公表</li>   <li>・各府省の最適化対象の業務・システム（83分野）のうち、76分野で最適化計画を策定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・オンライン利用促進行動計画に基づき、オンライン手続の利用を促進</li>   <li>・最適化対象として新たに追加された7分野について、最適化計画を策定</li> </ul>

地方分権	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村合併の推進により、市町村数は、11年4月の3,232から18年3月末には1,821まで減少（約4割減）</li> <li>・17年11月の政府・与党合意「三位一体の改革について」等を踏まえ、18年度までに、4兆円を上回る国庫補助負担金の改革、3兆円規模の税源移譲、「行政改革インセンティブ算定」の創設・拡充等の地方交付税改革等を実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き積極的に<u>市町村合併を推進</u></li> <li>・18年度までの改革の成果を踏まえつつ、国と地方の行財政改革を進める観点から、今後とも、<u>真に地方の自立と責任を確立するための取組を推進</u></li> <li>・各地方公共団体が作成する集中改革プランについて取りまとめ、公表</li> </ul>
------	--	--